

# お知らせ

## 岐阜大学同窓会連合会会長表彰について

次のとおり通知がありましたのでお知らせします。

岐阜大学同窓会連合会会長表彰に関する申合せ等に該当する表彰対象者がございましたら、毎年9月末までに[医 別紙 1]・[医 別紙 2]の資料に基づき申請書を医学部同窓会会長までお送りいただけますようお願い致します。(送付先 岐阜大学医学部同窓会)



平成27年9月3日

各学部同窓会会長 殿

岐阜大学同窓会連合会  
会長 白井 憲 義

## 岐阜大学同窓会連合会会長表彰の推薦について(依頼)

拝啓 時下益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は岐阜大学同窓会連合会の運営に関し、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、岐阜大学同窓会連合会総会において、岐阜大学同窓会連合会会長表彰制度の実施が承認されました(別添「岐阜大学同窓会連合会会長表彰に関する申合せ」参照)。つきましては、貴学部同窓会におかれまして、当該表彰にふさわしい方がありましたら、10月30日(金)までに別紙により下記担当まで推薦いただきますようよろしくお願いいたします。

本件については、別添「岐阜大学同窓会連合会会長表彰」についてをご参照願います。

なお、表彰対象者につきましては、同窓会連合会総会において決定されることを申し添えます。

岐阜大学同窓会連合会事務局(岐阜大学総合企画部総務課 担当:長屋)  
Tel: 058-293-2007 Fax: 058-293-2021 E-Mail: gjga01002@jim.gifu-u.ac.jp

## 岐阜大学同窓会連合会会長表彰に関する申合せ

(趣旨)

第1条 この申合せは、岐阜大学学生の範となる卒業生又は修了生の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰基準)

第2条 表彰は、岐阜大学卒業生及び修了生を対象とし、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。

- 一 教育研究活動において、特に顕著な業績を挙げ、本学の名誉を著しく高めたと認められるもの
- 二 社会活動において、社会的に高い評価を受け、本学の名誉を著しく高めたと認められるもの
- 三 その他前各号と同等以上の表彰に値する活動があったもの

(照会)

第3条 岐阜大学同窓会連合会は、各学部同窓会に対して、前条に該当すると認められるものの有無を照会する。

(決定)

第4条 岐阜大学同窓会連合会会長は、前条により、第2条に該当すると認められるものがあつたときには、岐阜大学同窓会連合会幹事会及び岐阜大学同窓会連合会総会に諮り、決定する。

(方法及び時期)

第5条 岐阜大学同窓会連合会会長は、表彰を決定したときには、学長と連名により表彰状を授与する。

- 2 前項の表彰状に、副賞を添えることができる。

(庶務)

第6条 表彰に関する庶務は、総合企画部総務課において処理する。

附 則

この申合せは、平成27年6月1日から適用する。

平成 27 年 月 日

岐阜大学同窓会連合会会長 殿

〇〇学部同窓会会長

「岐阜大学同窓会連合会会長表彰」に係る  
表彰者の推薦について

標記の件につきまして、下記の者を推薦します。

記

氏 名

卒業年度

推薦理由

「岐阜大学同窓会連合会会長表彰」について

1. 本表彰は、岐阜大学卒業生及び修了生で、教育研究活動において特に顕著な業績を挙げ、本学の名誉を著しく高めたと認められるもの及び社会活動において、社会的に高い評価を受け、本学の名誉を著しく高めたと認められるもの、また、それらと同等以上の表彰に値する活動があったと認められるものが対象となります。
2. 活動対象範囲については、原則として、直近の活動期間（平成 26 年度及び 27 年度の活動）によるものについて、特に顕著な活動があったと認められるものを推薦願います。
3. 具体的な表彰対象者としては、
  - (1) 著名な学会賞等（国内、国外を問わず）の受賞者
  - (2) 社会に貢献する顕著な技術等の開発を行ったもの
  - (3) 社会活動において顕著な功績のあったもの
  - (4) 上記(1)～(3)と同等な活動実績のあったもの
4. 表彰対象行為に係る証拠書類等（学会賞受賞のコピー等）がありましたら添付願います。
5. 表彰決定者には、後日、本学において、在学生等を対象に講演いただくことを予定しておりますので、この旨よろしくお願いいたします。

【医別紙 1】

岐阜大学同窓会連合会会長表彰推薦者  
募集のお知らせ

1. 応募資格…医学部同窓会員で原則として在学生等を対象に講演できる方。
  2. 審査対象…原則として申請年度及び前年度の業績を審査対象とし、国内外に功績が掲載されたものとします。
  3. 受賞件数…下記につき申請は原則として1件とします。  
具体的な表彰対象者としては、
    - (1) 著名な学会賞等（国内、国外を問わず）の受賞者
    - (2) 社会に貢献する顕著な技術等の開発を行ったもの
    - (3) 社会活動において顕著な功績のあったもの
    - (4) 上記((1)～(4)と同等な活動実績のあったもの
  4. 応募方法…医学部同窓会会長宛送付してください。
    - 1) 表彰対象行為に係る証拠書類等（学会賞受賞のコピー等）添付・2部
    - 2) 前項の希望する対象(1)～(4)のうちいずれか1つ選択の上、その内容につき、何をどのように貢献したかを記載(200～400字)したもの2部
  5. 応募締切…毎年9月30日(当日必着)  
受付期間9月15日から9月30日迄
  6. 選考…医学部同窓会理事会で選考し、決定します。
  7. 推薦通知…医学部同窓会会長から毎年11月中旬までに決定者宛連絡します。
- (※ご不明な点がありましたら岐阜大学医学部同窓会まで連絡ください)

以上

【医別紙 2】

「岐阜大学同窓会連合会会長表彰」申請書

平成 年 月 日

岐阜大学医学部同窓会会長 殿

氏名

㊞

卒業期第 期

コード番号

〒

住所

連絡先 電話

具体的な表彰対象…3 項( )に該当

申請理由(別紙可)